

セブテムメンバーズの皆様へ！

ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

「リリーフ通信・記帳の教室」

基礎控除の改正について



皆様こんにちは。今回は令和2年分の申告から所得税の確定申告等に関する基礎控除の改正が行われます。その内容について確認します。

現行の制度では所得税の確定申告を行うと所得控除として38万円の基礎控除がありました。その基礎控除が令和2年分の申告からは下記のように改正されます。

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	48万円
2400万円超から2,450万円以下	32万円
2,450万円超から2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

今まで合計所得金額に関係なく、一律38万円の控除を受けましたが、改正後は合計所得金額により、控除できる金額が変更になりました。（収入がセブテムの事業活動のみの方だと、収入から経費を引いた後の金額が合計所得金額になります。）

この改正の結果、個人事業主の方は今まで38万円の控除が48万円に変更になりましたので、所得税の計算において10万円多く課税所得を減らすことが出来るようになりました。

この改正に伴い住民税の基礎控除も現行の33万円から43万円に改正されます。（所得税と同じ様に、基礎控除額は合計所得金額により異なります。）

住民税の計算でも、個人事業主の方には有利な計算になります。実は給与所得者からすると今回の改正で個人事業主の方みたいに、所得税に計算において有利になるようなことはないのです。その内容を次回確認していきたいと思います。

不明点等がございましたら、リリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリーフ 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0819 名古屋市北区平安2-4-68 井元ビル2F

TEL：052-912-2180 FAX：052-912-2182 携帯番号：090-6480-7933

PCmail：rilief@shimada.ne.jp 携帯mail：b27c4dfdfd7qtq@softbank.ne.jp

お名前

住所

電話

メール

【相談内容】